

## ご参考

サプライチェーンのどこかで、  
こんなことが発生しているかもしれません

## 購買段階

含有制限化学物質の確認を行わずに部材を変更し、  
製品に含有制限化学物質が混入（変更管理不十分）

## 製造段階

併行生産のある工場で、製品に含有制限化学物質が混入  
（1）設備の洗浄不十分（変更管理不十分）  
（2）含有制限化学物質を含有する部材を誤使用  
（識別管理不十分）

## 引渡し段階

含有制限化学物質を含有する部材を誤出荷（識別管理不十分）

含有制限化学物質の混入防止には、  
サプライチェーンを構成する全ての企業において  
変更管理、識別管理を徹底することが、効果的です。

## 皆様へのお願い

- 「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づき、自社の化学物質管理体制の構築をお願いします。
- 「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づき、高リスク部材仕入れ先様の化学物質管理体制の確認をお願いします。
- サプライチェーンを構成する全ての企業で、適切な製品含有化学物質管理が実践されますよう、皆様の仕入先様を含む多くの関係先様への啓発をお願いします。

## 化学物質管理体制の構築に役立つ参考資料

- 製品含有化学物質管理ガイドライン第3.0版は、次のアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）のURLより入手可能です。  
・URL: <http://www.jamp-info.com/>
- 中小企業のための製品含有化学物質管理実践マニュアル【入門編】（第2版）は、次の全国中小企業団体中央会のURLより入手可能です。  
・URL: <http://www.chuokai.or.jp/>
- パナソニックグループの仕入先様につきましては、パナソニックグループ事業場よりお渡ししている購入先様自主審査マニュアルとチェックリストも参考にしてください。

# サプライチェーンの皆様への 『製品含有化学物質管理体制』 構築のお願い

- 製品への含有が制限された物質の混入防止！
- 製品含有化学物質情報のタイムリーな提供！

（注）製品とは、各企業が顧客に引き渡す原材料、部品、および完成品をさします。

## なぜ化学物質の管理が必要なのか

- 化学物質は私達の生活に不可欠なものですが、危険性・有害性をもっています。化学物質の使い方を誤ると人体や環境へ有害な影響を及ぼすおそれがあります。
- 製品の製造、使用、廃棄といった各段階で適切な化学物質の管理を行い、問題を未然に防ぐことが重要です。
- 自社の製品に特定の化学物質が混入しないようにすること、どのような化学物質がどれだけ含まれているかを把握し、その情報を正しく伝達・提供していくことが国際的に求められています。代表的な法律としては、欧州RoHS指令、欧州REACH規則などがあります。

## 化学物質管理は、サプライチェーン参加のパスポート

- 上記の要求を実現するためには、サプライチェーンを構成する全ての企業が適切な化学物質管理体制を構築し、これを運用していくことが必要となります。まさに化学物質管理は、サプライチェーン参加のパスポートになりました。

## このリーフレットについて

- このリーフレットは、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン（第3版）」を参考として、製品への含有制限化学物質の混入防止と製品含有化学物質情報のタイムリーな提供に役立つポイントをまとめたものです。
- このリーフレットが、サプライチェーンを構成する企業の皆様にとって、化学物質管理体制の構築に取り組む際の参考となれば幸いです。

# サプライチェーンを構成する全ての企業で製品含有化学物質管理体制を構築しよう!

- 自社の製品含有化学物質管理体制の構築だけでなく、仕入先様にも製品含有化学物質管理体制の構築をお願いし、この管理体制の構築状況を確認してください。
- さらに、仕入先様にはこのお願いの連鎖によりサプライチェーン全体での製品含有化学物質管理体制構築をめざすことを説明し、これらの取り組みを上流の仕入先様へ遡及いただけるようお願いしてください。

## 含有制限化学物質の混入を防止するには？

まず、混入の発生しやすい部材や工程を理解してください。

- 一般に、混入の発生しやすい部材は、めっき、はんだ、樹脂成形品、塗料、インクなどです。
- また、混入の発生しやすい工程は、併行生産工程（下記のワンポイントを参照）、識別管理や変更管理が不十分な工程、などです。

次に、自社およびサプライチェーンの混入リスクを把握し、改善してください。

- 混入の発生しやすい部材と工程の有無を自社のみにとどまらずサプライチェーンを遡り把握してください。
- 混入の発生しやすい部材の仕入先様や混入の発生しやすい工程を有する自社および仕入先様に監査チェックシート等を用いて管理体制の確認を行ってください。
- 監査チェックシート等で不適合となった項目の改善を行ってください。

## 製品含有化学物質情報のタイムリーな提供とは

- 科学的な裏づけのある方法によって製品に含有する化学物質情報を整備してください。  
(科学的な裏づけのある方法とは、例えば化学品から成形品への変換時に発生する組成変化や濃度変化の知見、製法・原理上の知見に基づく方法をさします。)
- 顧客等の関係者が必要とする化学物質情報は原則として提供してください。
- 法規制の改正等で提供する化学物質情報が変更となった場合は、適正な期間内に新たな化学物質情報を提供してください。

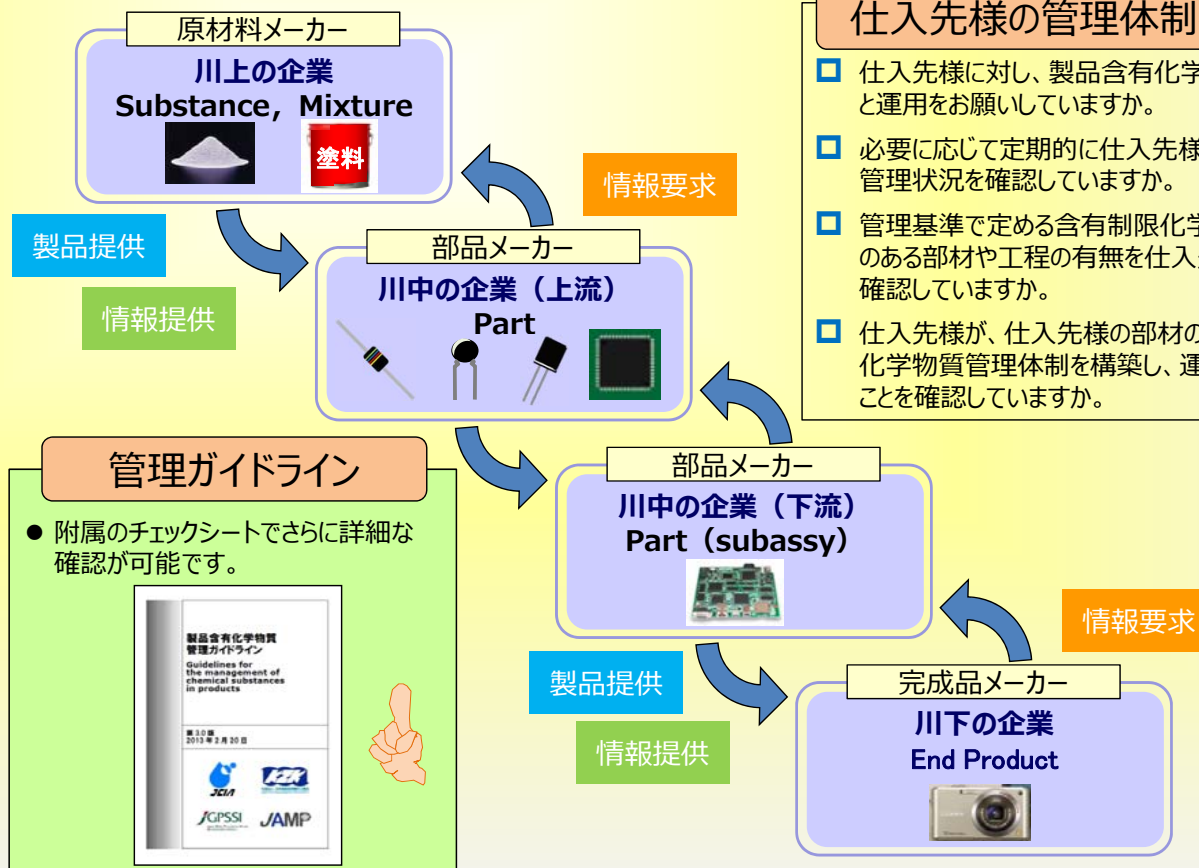
- ✓ 顧客には、化学物質情報も提供するとの認識が重要です。
- ✓ また、提供した化学物質情報と実物の測定データが違わぬようにするためには、自社およびサプライチェーン上流企業の製品含有化学物質管理体制の構築が不可欠です。

## 自社の管理体制を確認してみよう

- 製品含有化学物質管理基準が明確になっていますか。
- 必要な製品含有化学物質情報を全て入手していますか。
- 顧客の要請に応じてタイムリーに情報を提供できる体制になっていますか。
- 製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質の誤使用・混入汚染防止策を実施していますか。
- サプライチェーンの中で、めっき・はんだなどの混入の発生しやすい部材や併行生産などの混入の発生しやすい工程がどこにあるか把握していますか。
- 含有制限化学物質を含む部材、仕掛品、完成品の置き場を分離し、識別表示を行っていますか。
- 部材、仕入先、製造条件、設備などの変更発生時の対応を明確にしていますか。
- 製品含有化学物質管理体制の運用状況をあらかじめ定めた間隔で、確認をしていますか。

### ワンポイント 併行生産とは

部材の受入確認から製品引渡しまでのいずれかの工程において、含有制限化学物質を含まない部材を使用した生産と、含有制限化学物質を含む部材を使用した生産が、同一建屋内で行われることです。



## 仕入先様の管理体制を確認してみよう

- 仕入先様に対し、製品含有化学物質管理の仕組みの構築と運用をお願いしていますか。
- 必要に応じて定期的に仕入先様の製品含有化学物質の管理状況を確認していますか。
- 管理基準で定める含有制限化学物質の混入汚染のおそれのある部材や工程の有無を仕入先様が把握していることを確認していますか。
- 仕入先様が、仕入先様の部材の供給者に対して製品含有化学物質管理体制を構築し、運用することを願っていることを確認していますか。